

滝川市地域防災計画書面会議による意見内容と回答

意見内容	回答
<p>災害時要配慮者対策の推進について</p> <p>貴市におかれましては、災害時要配慮者対策として、災害対策基本法等に基づく避難行動要支援者名簿を作成するとともに、福祉避難所の指定については平成27年から行われており、1人1人の具体的な避難方法等を定めた避難行動支援に係る個別計画は平成22年から策定されております。</p> <p>ついては、この度の貴市地域防災計画の改訂において、「第5章 災害応急対策計画 第5節 避難救出計画の1 避難計画」に既に指定済みの福祉避難所について、名称や連絡先等についても記載することが望ましいと考えます。</p> <p>また、「第2節 災害対策本部の別表第2の災害対策本部設置時における事務分掌救護部避難所対策班所掌事務」に「12 避難行動要支援者の避難に関すること。」が追加されているところですが、個別計画についても、全体計画の中に位置づけることが必要と考えます。</p>	<p>福祉避難所については、滝川市地域防災計画第5章第5節1 避難計画(8) 福祉避難所に記載していますとおり、必要に応じて開設することとなっております。</p> <p>当該避難所が必要になった場合には、市内事業所(3団体5施設)と協定を締結しており、必要に応じて施設を指定し受入準備が整い次第、開設することとしております。開設された際には、当該施設で対応可能な要配慮者の方につきましては、そちらで避難していただくこととなっておりますことをご理解ください。</p> <p>なお、今回の改訂については、水防法の改正、気象基準の改正等により、地域防災計画の一部を改訂するものであるため、福祉避難所をはじめとする各種避難所のあり方について、来年度を目標に検討してまいります。</p>
<p>防災会議の委員あてですが、歴代会長が防災会議の委員に委嘱されていましたが、こちらで調べたところ平成28年3月31日で委嘱期間が終了しているのではないかと思います。平成27年に防災会議の案内を頂いており、事務局長が代理出席した経過までは確認できました。滝川市医師会長あてであれば調べなかったのですが、委員あてだったので確認しました。書類は、このまま会長に目を通してもらいますが、何か申し添えることがありましたらよろしく申し上げます。</p>	<p>滝川市防災会議条例第3条第7項に定められています任期は2年となっております。滝川市防災会議委員の委員につきましては、平成28年4月に委嘱を行っていることから、任期は平成30年3月31日までとなっております。</p>
<p>いくつかの箇所に「河川がはん濫～」といった記載がありますが、他の市町さんが地域防災計画を修正した際には、「はん濫」ではなく「氾濫」と漢字で記載しています。そのため、「氾濫」と漢字で記載した方が良いと思います。</p>	<p>今回の改訂については、水防法の改正、気象基準の改正等により、地域防災計画の一部を改訂するものであるため、意味合いに誤りがないかぎり、文字の表示については修正をおこなわないことをご理解ください。なお、来年度を目標にすべての表示について、ご指摘の件も含めて検討してまいります。</p>
<p>第7章事故災害対策計画の第1節鉄道災害対策計画の情報通信連絡系統の図の部分で、「空知総合振興局(地域創生部)」の下に「空知支庁(地域政策部)」とありますが、これは削除し忘れたものでしょうか。どちらも同じ意味になりますので「空知支庁(地域政策部)」を削除して良いと思います。</p>	<p>ご指摘の件については、送付した資料に誤りがあり、現行の地域防災計画には誤りがないため、送付した資料を修正させていただきます。</p>
<p>防災計画の第1章第4節2 指定地方行政機関(4) 厚生労働省北海道労働局滝川労働基準監督署の記載があるが、第2章第1節滝川市防災会議の指定行政機関に厚生労働省北海道労働局滝川労働基準監督署の記載がないのか？</p>	<p>滝川市防災会議条例に基づき、指定地方行政機関の内から市長が任命することとなっております。ご指摘のとおり現在は労働基準監督署は任命されておりません。また、定数26名に対して現在26名の任命がなされていることをご理解ください。</p> <p>なお、今回の改訂については、水防法の改正、気象基準の改正等により、地域防災計画の一部を改訂するものであるため、防災会議委員の任命については変更する考えはございませんが、本件については、ご意見としてお伺いし、来年度に当該会議を開催し、ご意見に対する議論を行いたいと考えております。</p>